

平成 30 年度産業・情報技術等指導者養成研修 実施要項

1 目的

本研修は、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させ、受講者が各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うことを目的としている。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省、教育関係団体・大学等（[別添 2]のとおり）

4 期間、会場、定員、教科、研修内容等

[別添 2]のとおり

5 受講者

（1）受講資格

- ① 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ② 高等学校、中等教育学校又は中学校で産業教育を担当する教諭等

（2）推薦人数

受講定員は、[別添 2]のとおりとする。ただし、定員を超える推薦があった場合でも受講が可能なので、積極的な推薦を行うよう努めること。

（3）女性の研修参加の促進

指導的地位における女性の割合が高まることが期待されていることから、当機構としては、女性の受講者の一層の増加を目指している。推薦者においては、女性の積極的な推薦について御配慮願いたい。

（4）推薦手続

推薦期限は、平成 30 年 6 月 20 日（水）とする。

各都道府県・指定都市教育委員会においては推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式 1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構（電子メール「kk2@m1.nits.go.jp」）宛てに、[様式 1]により推薦を行う。

国公立大学法人については、担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構（電子メール「kk2@m1.nits.go.jp」）宛てに、[様式 1]により推薦を行う。

（5）受講者の決定

各都道府県、指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。

定員を超過する場合は、受講者数を調整する場合がある。

6 経 費

本研修に係る経費については、受講者一人当たり[別添 2]に定める「受講費限度額」の範囲内において派遣者が負担するものとする。

「受講費」の支払額及び支払い方法については、受講者の決定通知後(例年、研修実施後、約2～3か月目処)、教職員支援機構より別途通知する。

※詳細は、[様式 1]「推薦名簿」の「記入上の注意」(注 6)を参照のこと。

7 研修成果の報告

受講者は、研修終了後1か月以内に、研修により得られた成果等に関する報告書([様式 2]研修成果報告書)を一部ずつ教育委員会(又は国立大学法人等)及び、教職員支援機構に提出する。

8 その他

- (1) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。
- (2) 本研修終了後に受講者アンケート等を行う。